

表 2 防災防火対象物

政令別表第一に定める項の番号	主な用途	政令別表第一に定める項の番号	主な用途
(1)イ	劇場、映画館等	(4)	物品販売店、展示場等
(1)ロ	公会堂、集会場	(5)イ	旅館、ホテル等
(2)イ	キャバレー等	(6)イ	病院、診療所等
(2)ロ	遊技場、ダンスホール	(6)ロ	特別養護老人ホーム等
(2)ハ	風俗営業施設	(6)ハ	保育所、障害者支援施設等
(2)ニ	カラオケボックス等	(6)ニ	幼稚園等
(3)イ	待合、料理店等	(9)イ	蒸気浴場、熱気浴場等
(3)ロ	飲食店	(12)ロ	映画スタジオ、TV スタジオ
		(16)の3)	準地下街

が求められていました。このため、防災規制の対象とすべきものの例として、高層建築物と地下街が法律に特別に明示されたのみ。

図2を見れば明らかのように、「防災防火対象物」は用途だけから来ている概念

であり、高層建築物や地下街は「防災防火対象物」の範疇には定義上含まれないので留意する必要があります。「防災防火対象物」は消防法施行令(第4条の3第1項)で定められる用途のもので、具体的には表2のとおりとなっています。

これらの用途のうち(12)項ロ(映画スタジオ、TVスタジオ)以外の用途は、特定防火対象物と同一です。

「防災防火対象物」として特定防火対象物以外に特に映画スタジオ等が指定されているのは、出火危険性、使われ方、形態、避難危険性などが劇場等と類似しているためであると考えられます。

なお、複合用途防火対象物については、防災防火対象物の用途に供される部分にのみ防災規制が適用される(消防法施行令第4条の3第2項)ことになっています。

また、工事用シートの使用が義務づけられる工事中の建築物その他の工作物は、表3のとおりとなっています。

二一 プラットホームの上屋」と「三

貯蔵槽」は、建築基準法における「建築物」の定義(建築基準法第2条第1号)か

表 3 工事用シートの使用が義務づけられる工事中の建築物その他の工作物(消防法施行規則第4条の3第1項)

一	建築物(都市計画区域外の専ら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。)
二	プラットホームの上屋
三	貯蔵槽
四	化学工業製品製造装置
五	前二号に掲げるものに類する工作物

ら「プラットホームの上屋」と「貯蔵槽」が除かれているのを補う意味で指定されているものと考えられます。従って、「建築物」以外の「その他の工作物」で工事用シートの使用が義務づけられているのは、事実上「化学工業製品製造装置」のみとなっています。貯蔵槽と化学工業製品製造装置が対象となっているのは、この種の施設やその周囲には危険物が貯蔵され又は取り扱われることが多いため、工事中に火災になると特に危険性が高いためであると考えられます。